

「省エネ基準適合義務制度の解説」の正誤表

2024/11/27

ページ	該当箇所	更新・訂正内容	
		(誤)	(正)
P.8 (スライド P.15)	表中「パターン 2」及び「パターン 5」の「適合判定通知書、計画書の提出」	計画変更の確認申請時に必要	計画変更の確認審査時に必要
P.12 (スライド P.24)	判断チャート内の「省エネ審査・検査の対象外」	下段※参照	
P.17 (スライド P.34)	完了検査申請、完了検査、検査済証交付	—	(掲載漏れのため追加)
P.79	確認申請書第四面記載上の留意事項 【備考】	【備考】 ・建築確認申請は敷地単位でなされるため、既存棟分も第四面・第五面・第六面を作成する ・一方、計画書（省エネ適判申請書）は、省エネ適判を行う棟（新たに新築、増築又は改築を行う棟）分のみ、第四面・第五面を作成する	
			(記載内容に誤りがあったため削除)

※ P.12 (スライド P.24) 判断チャート内の「省エネ審査・検査の対象外」

(誤)

(正)

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

非住宅住宅国土交通省

省エネ基準適合義務等の判断チャート

Point

- 省エネ基準適合義務の有無、省エネ基準適合に係る審査・検査の要否、省エネ適判対象の適否は用途、規模(面積・階数)などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。

※1 法の条番号は2025年4月施行後のもの
※2 省エネ基準においては、省エネ計算の対象外となる室用途あり
例：工場の生産エリア、データセンターの電算機室、病院における特殊な室用途(放射線業務を行う室など)、倉庫における冷凍室(これらの室と一体不可分で利用される昇降機も計算対象外)

・仕様基準適合又は住宅品確法の設計住宅性能評価書等を活用

義務化の対象外 (適用除外)	義務化の対象外 (小規模工事)	省エネ審査・検査の対象外 (確認対象外)	省エネ審査・検査の対象外 (審査省略)	省エネ適判の対象外 (仕様基準等)	省エネ適判の対象
・空調設備を要しないものとして政令で定める用途(屋外駐車場、畜舎等) ・文化財等 ・仮設建築物	・適合義務：なし ・建築確認での省エネ審査・検査：なし ・省エネ適判手続：なし	・適合義務：あり ・建築確認での省エネ審査・検査：なし ・省エネ適判手続：なし	・適合義務：あり ・建築確認での省エネ審査・検査：なし ・省エネ適判手続：なし	・適合義務：あり ・建築確認での省エネ審査・検査：あり ・省エネ適判手続：なし	・適合義務：あり ・建築確認での省エネ審査・検査：あり ・省エネ適判手続：あり

※2